SMBC (CHINA) NEWS



2018年10月19日

非居住者企業の受取配当による再投資にかかる源泉税の繰延措置、 非禁止プロジェクト・分野まで対象拡大

財政部・税務総局・国家発展改革委員会・商務部は 2018 年 9 月 29 日付で、≪国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の適用範囲拡大に関する通知≫ (財税[2018]102 号、以下「本通知」) を公布しました。本通知は、2018 年 1 月 1 日に遡って執行されます。

現行の企業所得税法では、非居住者企業が中国から受け取る配当などは源泉所得税(10%または税収協定の優遇税率)が徴収されています。

2017 年末、財政部など 4 部門は《国外投資家の利益配当による直接投資に係る源泉所得税暫時非徴収政策の問題に関する通知》(財税[2017]88 号、本通知により廃止)を公布し*、非居住者企業が中国企業からの利益配当により奨励類プロジェクトに再投資する場合、条件に合致すれば、繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫時徴収しないことを規定しました。

本通知は、国外企業による中国への直接投資のさらなる奨励を目的として、上述の繰延納税政策の適用範囲を「外商投資奨励類プロジェクト」から「すべての非禁止外商投資プロジェクト・分野」に拡大しました。今後、非居住者企業が中国からの受取配当により再投資をする際、より多くの企業が繰延納税政策を享受できるようになることが見込まれています。

※ SMBC NEWS【2018】2号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。 (http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

<本通知の概要>

本通知は、従前の「奨励類プロジェクトへの直接投資」(≪外商投資産業指導目録≫内の奨励外商投資産業目録、または≪中西部地区外商投資優勢産業目録≫の範囲に合致)との適用条件を取り消しました。

1. 適用条件(全条件に合致必要)

● 直接投資

国外投資家が中国からの利益配当にて行う増資・新設・持分買収などの権益性投資行為

● 利益配当

居住者企業の実現された内部留保を原資とする配当・特別配当などの権益性投資収益

● 資金振替

投資に用いる資金(資産)は、必ず被投資企業または持分譲渡者の口座に直接振替

SMBC (CHINA) NEWS



直接投資 行為

対象

- ✓ 中国国内居住者企業の実収資本または資本積立金の新規増加・振替増加
- ✓ 中国国内での居住者企業への投資・新設
- ✓ 非関連者からの中国国内居住者企業の持分買収
- ✓ 財政部・税務総局が規定するその他方式

対象外

- 案件に合致する戦略投資*以外の上場会社の株式の新規増加・振替増加・買収 ※≪外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法≫(商務部 2005 年第 28 号令、2015 年改正)の規定に合致する投資
- × 関連者からの持分買収

要求

利益配当

- ✓ 国外投資家が配当を受ける利益は、中国国内居住者企業が投資家へ実際に配当 する、実現された内部留保から生じる配当・特別配当などの権益性投資収益
- ✓ 国外投資家が 2018 年 1 月 1 日以降に取得した配当などの権益性投資収益

<u>注意点</u>

✓ 上述の居住者企業の実現された内部留保には、過年度の未配当収益も含む

支払形式

✓ 現金形式

関連代金は利益配当企業の口座から被投資企業または持分譲渡者の口座に直接 振り替え、直接投資前に国内外のその他口座への移動は不可

資金振替

✓ 非現金形式

関連資産の所有権は利益配当企業から被投資企業または持分譲渡者に直接移転 し、直接投資前にその他企業・個人の代理保有または一時保有は不可

<u>注意点</u>

✓ 被投資企業への振替前に国内外のその他口座へ移した場合、本政策は適用不可

2. 適用期間

● 2018 年 1 月 1 日より遡って執行

国外投資家が 2018 年 1 月 1 日 (当日を含む) 以降に取得した配当・特別配当などの権益性投資収益 は、本通知を適用可

● 事後申請

本政策が適用可能だが実際には享受していなかった国外投資家は、関連税金の実際納付日より3年以内に追加申請することができ、納付済の税金は払い戻す

2018年1月1日より本通知公布まで、および本通知公布後に発生した場合に適用

SMBC (CHINA) NEWS



3. 申請手順

● 国外投資家による申告責任

本政策を享受する国外投資家は申告責任を負い、利益配当企業に事実通り関連資料を提供

利益配当企業による資料審査および当局備案(届出)

利益配当企業は、国外投資家の提出資料を審査し、条件に合致すると判断した場合に限り、源泉所 得税を暫時納付せず、主管税務機関に備案手続を実施

詳細は、国家税務総局公告 2018 年第3号を参照

4. 後続管理

税務部門による後続管理

税務部門が後続管理により国外投資家が本政策の規定の条件に合致しないことを確認した場合、利益配当企業としての責任以外に、国外投資家が規定に基づき企業所得税を納税していないものとみなし、法に基づき納税遅延責任を追及、税金の遅延納付期限は、関連利益の支払日より計算

投資回収時の税金追納

国外投資家が持分譲渡・買戻・清算などの方式を通じて本政策を適用した直接投資を実際に回収した場合、相応する金額の実際受領日より7日以内に、税務部門に繰り延べた税金を申告追納

● 特殊性再編に対する本政策の適用

国外投資家が本政策の待遇を享受した後、被投資企業に特殊性再編の条件に合致する再編が発生し、 かつ実際に特殊性再編として税務処理を行った場合、本政策の継続適用が可能

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

上海浦西出張所:上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話:86-(21)-2219-8000·FAX:86-(21)-2219-8199 上海自貿試験区出張所:上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心15階15T21室/電話:86-(21)-2067-0200·FAX:86-(21)-3860-9999

瀋陽支店:瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話:86-(24)-3128-7000 · FAX:86-(24)-3128-7781

北京支店:北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話:86-(10)-5920-4500·FAX:86-(10)-5915-1080

天津支店:天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2座 12 階 /電話:86-(22)-2330-6677・FAX:86-(22)-2319-2111 天津濱海出張所:天津市天津経済技術開発区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話:86-(22)-6622-6677・FAX:86-(22)-6628-1333

蘇州支店:蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新国際商務広場 12 階/電話: 86-(512)-6606-6500 · FAX: 86-(512)-6606-8500

蘇州工業園区出張所:江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼/電話:86-(512)-6288-5018·FAX:86-(512)-6288-5028

常熟出張所:常熟市東南開発区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話:86-(512)-5235-5553 • FAX:86-(512)-5235-5552

杭州支店:杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話:86-(571)-2889-1111 · FAX:86-(571)-2889-6699

広州支店: 広州市天河区華夏路 8 号 国際金融広場 12 階/電話: 86-(20) 3819-1888 • FAX: 86-(20) 3810-2028

深圳支店:深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話:86-(755)-2383-0980・FAX:86-(755)-2383-0707 重慶支店:重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話:86-(23)-8812-5300・FAX:86-(23)-8812-5301 大連支店:大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話:86-(411)-3905-8500・FAX番号:86-(411)-3905-8599